

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
シルバーハイツ谷保運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人誠愛会が開設する特別養護老人ホームシルバーハイツ谷保（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で事業の提供に当たる職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホームシルバーハイツ谷保

(2) 所在地 東京都国立市谷保6丁目17番地の37

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1名以上（非常勤）
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 介護職員 24名以上（常勤換算）
利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(5) 看護職員 3名以上（常勤換算）
うち、1名以上は常勤のものとする。
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上
利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

(9) 事務員 相当数（基準外）

(10) 調理員 相当数（基準外）

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 利用定員は専用5名及び空床利用5名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

(1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

(2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

(4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

る。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(利用料等)

第8条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、本人の負担割合による介護福祉施設サービス費、居住費、食費、日常生活費等、【重要事項説明書】記載の利用料の合計額とする。

2 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめご利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また、その費用を変更するときは、あらかじめ、その変更についてご利用者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

4 特例施設介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 9 条 通常の送迎の実施地域は、国立市、府中市、国分寺市、日野市、立川市とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 1 0 条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （ 1 ）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- （ 2 ）機能訓練室を利用する際には、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。
- （ 3 ）浴室を利用する際には、 1 週間に 2 回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があたり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。
- （ 4 ）第 1 2 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対応方法）

第 1 1 条 職員は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 1 2 条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、年 2 回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 1 3 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- （ 1 ）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果に従業者に周知徹底を図るものとする。
 - （ 2 ）虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - （ 3 ）虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - （ 4 ）前 3 項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（衛生管理等）

第 1 4 条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第 1 5 条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第 1 6 条 事業者は、提供した事業に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

第 1 7 条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

（地域との連携）

第 1 8 条 事業者は、事業所の運営に当たって、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

（２）継続研修 1 年 2 回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 誠愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。